梨県公

第千九百四十八号

平成二十一年

日

ジャパン

納事務

三十一日まで

番一号

株式会社デイリーヤマ

納事務

東京都千代田区岩本町三丁目十

直営店舗及び加盟店舗

における自動車税の収

|日から平成二十二年三月 |平成二十|年四月二十三

三十一日まで

曜

五月十八日 月

東京都豊島区東池袋三丁目一番

一 号

株式会社ファミリーマー

納事務

における自動車税の収 直営店舗及び加盟店舗

|日から平成二十二年三月 | 平成二十| 年四月二十三

三十一日まで

示

目

次

開発行為に関する工事の完了について.......

五四四

_ 号

株式会社ローソン

納事務

東京都品川区大崎一丁目十一番

直営店舗及び加盟店舗

における自動車税の収

|日から平成二十二年三月 |平成二十|年四月二十三

三十一日まで

公 告

告 示

山梨県告示第百六十五号

り、次の表の上欄に掲げる者に同表の中欄に掲げる事務を同表の下欄に掲げる期間委託 地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条の二第一項の規定によ

平成二十一年五月十八日

山梨県知事 横 内 正

明

| における自動車税の収 日から平成二十二年三月直営店舗及び加盟店舗 平成二十一年四月二十三 | における自動車税の収直営店舗及び加盟店舗 | 株式会社セブン(イレブン・東京都千代田区二番町八番地八 |
|---------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|-------------------------------------|
| の収納情報の作成 三十一日まで 製県の歳入とするため 日から平成二十二年三月収納した自動車税を山 平成二十一年四月二十三 | の収納情報の作成梨県の歳入とするため収納した自動車税を山 | 番八号(株式会社山梨中央銀行山梨県甲府市丸の内一丁目二十 |
| 収納情報の取りまとめ 三十一日までその自動車税に関する 日から平成二十二年三月収納した自動車税及び 平成二十一年四月二十三 | 収納情報の取りまとめ 三十一日までその自動車税に関する 日から平成二収納した自動車税及び 平成二十一年 | ビス株式会社 番三号 地銀ネットワークサー東京都千代田区鍛冶町一丁目八 |
| 委託した期間 | 委託した事務の内容 | 委託した相手方の住所及び名称 |
| | | |

公共測量の終了

代理者 第二項の規定により、平成二十一年四月二十四日付けで甲府市上下水道事業管理者職務 測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号) 第三十九条において準用する同法第十四条 甲府市上下水道局業務部長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があっ

た。

平成二十一年五月十八日

山梨県知事 横 内 正 明

作業種類 公共測量 (航空写真撮影)

Ξ 作業期間 作業地域 平成二十年十二月一日から平成二十一年三月三十一日まで 甲府市の一部、 甲斐市の一部、 中央市の一部及び中巨摩郡昭和町

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為 完了した。

山梨県知事 横 平成二十一年五月十八日

内

正

明

開発区域 (工区) に含まれる地域の名称

南都留郡富士河口湖町勝山字西下貒穴三三三七の一、三三三七の四、三三七九の二、

Щ

梨

県

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名 一 公共施設の種類、 に関する工事は、完了した。 役 埼玉県さいたま市見沼区東大宮四 四十七 七 東京都港区南青山五丁目一番二号 株式会社不二ビューティ 三三三五の二及び三三三一の一部の区域 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為 吉田市役所に備え置いて縦覧に供する。) 道 公共施設の種類 開発区域に含まれる地域の名称 平成二十一年五月十八日 開発行為に関する工事の完了について 富士吉田市上吉田字桂橋三四五一の一及び三四五〇の区域 (「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を富士・東部建設事務所及び富士 鈴木孝之 路 位置及び区域 次の図のとおり 位 置 山梨県知事 及 ウエルシア関東株式会社 び X 横 域 代表取締役 内 正 代表取締 高野友梨 明

発行者

Щ

梨県

甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所

㈱サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番